第３１回秋田市情報公開・個人情報保護審査会会議録

１　日　時　　令和５年１１月１日（水）午後５時２５分～午後６時１５分

２　会　場　　会議兼応接室

３　出席者

（審 査 会）　柴　田　一　宏　会長
上　田　晴　彦　委員
佐　藤　郁　子　〃
竹　田　勝　美　〃
中　澤　俊　輔　〃
橋　田　直　久　〃

（実施機関）　吉　田　智　紀　子ども総務課長
下　田　美　佳　〃　主任

（事 務 局）　本　田　徹　文書法制課長
佐々木　由　佳　〃　副参事
小　玉　重　光　〃　主席主査
佐　京　円　子　〃　主席主査

４　会議録署名委員の指名

５　議事

(1) 秋田市個人番号の利用に関する条例の一部改正について
(2) 行政不服審査法に基づく審査請求について（第５回）

６　その他

事務局 （佐京）	「第31回秋田市情報公開・個人情報保護審査会」を開催する。 定足数の確認であるが、本日６名の委員が出席しており審査会が成立していることを報告する。
柴田会長	次第に従って進める。会議録署名委員は名簿順で上田委員とする。
上田委員	承知した。
柴田会長	次第３の議事に入る。本日の審議手順を事務局から説明願う。
事務局 （小玉）	案件の１件目は、「個人番号の利用に関する条例の一部改正」である。本条例は、平成27年度に当審査会でご審議いただき、平成28年１月より国のシステムを利用し個人番号の利用が行われているが、本改正は、個人情報の中でも特に重要な個人番号（マイナンバー）の取扱に係る内容であり、審査会条例第２条第２項に規定する「個人情報保護制度の運営に関する重要な事項」に当たる。そのため、条例改正の概要を担当課の子ども総務課から説明し、独自利用事務としての要件該当性について、審査会のご意見を伺う。 ２件目は、１件目の審議終了後改めて説明する。
柴田会長	それでは、１件目の案件について、担当課から説明願う。
吉田子ども総務課長	「秋田市個人番号の利用に関する条例の一部改正」の概要を説明する。 「１条例改正の経緯」、自治体が独自に条例で定める事務である独自利用事務は、個人番号を利用できる。この独自利用事務は、個人情報保護委員会規則で定める要件を満たし、かつ個人情報保護委員会に届出することで、他の行政機関や地方公共団体等との情報連携が可能となる。また、条例で定めることで、庁内の部局間での情報のやりとりも可能となる。 改正の経緯は、令和４年３月、内閣府から地方分権改革に係る提案募集があり、結婚新生活支援事業の補助金にかかる事務を情報連携対象事業に加える提案を行ったところ、今年７月、個人情報保護委員会から提案採択の連絡があり、９月15日の個人情報保護委員会規則の改正で、情報連携の対象となる独自利用事務の要件が緩和された。 提案自治体として情報連携を開始するため、本事務を条例等に独自利用事務として定める必要があることから、改正を行う。 「２新たに追加する独自利用事務」の「（1）結婚新生活支援事業の概要」だが、本事業は、経済的理由で結婚に踏み出せないかたの支援や、結婚に対する経済的負担の軽減を図るため、新婚世帯に対し住宅購入費や建築費、賃借費、リフォーム費、引越費用の一部を補助するもので、令和２年度から実施している。

申請時の添付書類で、夫婦の所得の合計金額が500万円未満の要件を証明するため、夫婦両方の所得証明書を申請者が取得し添付する必要がある。現状では、申請する前年の１月１日時点に他市区町村に住民登録をしていた方は、申請者自身が前の市区町村に郵送等で所得証明書を申請し、取得する必要がある。

条例が改正され、情報連携の届出が承認されると、申請者の所得は市側で確認でき、申請者の利便性が向上する。

次に「（2）要件該当性」だが、独自利用事務は、いずれかの法定事務に準ずるものとして、個人情報保護委員会規則で定める要件を満たす場合、個人情報保護委員会への届出により、情報連携が可能となる。準ずる先の法定事務は、「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となる。

要件はまず、事務の趣旨又は目的が、準ずる先の法定事務の根拠となる法令とおおむね同一であることが必要だが、対象者が「結婚し、将来的に子どもの保護者となる可能性のあるもの」であり、少子化対策という事業目的を達成する関連性があるため条件を満たす。

また、事務の内容が法定事務と類似すると認められることも要件として必要だが、住居費等の一部を補助するため、「地方公共団体から金銭および物品を支給するもの」に該当し、条件を満たす。

「（3）改正の主な内容」は、「結婚に伴う生活の支援に係る補助金の交付に関する事務」を、独自利用事務として条例の別表第１に追加する。また、同事務および「地方税に関する情報」を庁内で情報連携できるものとして、条例の別表第２に追加する。

「３提案時期」は、令和５年11月議会に提案する。令和６年１月の個人情報保護委員会への情報連携届出時に、当該事務を独自利用するとして定めた条例が公布されている必要があるためである。他自治体との情報連携が可能になるのは届出の10か月後である。

「４施行期日」は、庁内の情報連携は令和６年度事業から開始するため、令和６年７月１日からとする。説明は以上である。

橋田委員

これまで法定事務と同一の趣旨だったものが、概ね同一と改正され要件が緩和されたのであれば、個人番号を使用する事業を増やすごとに条例を直すのではなく、給付する場合は包括的に個人番号を使用できるというような条例にはできないのか。非常に行政の効率が悪く感じる。

事務局（本田）

番号法自体も法定事務において利用する事務、範囲、対象などを限定して規定している。今回の国の改正で独自事務について概ね同一という規制緩和がなされ、この事業が認められたものである。

事務局 （佐々木）	条例の規定の仕方については、条例制定時に、国からサンプルの条例案が示され、それに従っているため、このような規定となる。
柴田会長	基本に番号法があって、それで認めているところに従って進めざるを得ない状況のようであるため、市が条例を改正してやるのは効率良くないが、その都度やるしかない。 今回この条例の別表に加えると、他の市町村からの情報収集ができるのか。
吉田子ども総務課長	条例に加えることで、秋田市の中で使えるようになる。他の市町村と情報連携するためには国の個人情報保護委員会に届出し、その了承が必要となる。
竹田委員	問合せ先の市町村に同じような定めがなくても、影響しないのか。
吉田子ども総務課長	影響しない。個人情報保護委員会が了承すればよい。
柴田会長	本件改正は、賛成として、文書で市長へ報告したい。 次の案件は、竹田委員が加わっていないため、ここで退席となる。 （子ども総務課、竹田委員退出、一旦休憩）
柴田会長	「(2)行政不服審査法に基づく審査請求について（第５回）」に入る。なお現在も５名の委員が出席し、会議が成立している。 ※※秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定により非公開※
柴田会長	次に「その他」ですが、委員、事務局から何かあるか。
事務局 （本田）	審査請求の今後の流れは、本日決裁をいただいたので、明日諮問元の秋田市教育委員会に答申書を渡す。同時に写しを事務局から審査請求人に送付する。本件請求での審査会の役割はそこで終了となる。 審査請求としては、その後、秋田市教育委員会が、答申書を踏まえた裁決書を作成し、審査請求人に送付し終了となる。審査請求人が、裁決に対して不服がある場合は、訴訟が提起される可能性もある。 答申は本日付け答申第５号となり、ご質問のとおり、個人を特定できる部分などを除いた内容が、市のホームページに後日掲載される。 本年度の審査会は、別に審査案件が発生しない限り、これで終了となる。５回にわたる審査、ありがとうございました。
柴田会長	以上で第31回秋田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。